

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年8月13日 15時33分ごろ
発生場所	北海道洞爺湖町洞爺湖 南幌別三等三角点から真方位248°1,040m付近 (概位 北緯42°38.2′ 東経140°50.5′)
事故の概要	水上オートバイCONTESSAⅢは、遊走中、水上オートバイULTRA 310 L X がえい航していた浮体から落水した搭乗者に接触し、搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月20日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ULTRA 310LX、0.1トン 200-40415北海道、個人所有 B 水上オートバイ CONTESSAⅢ、5トン未満（長さ2.7m） 200-32887北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、特殊小型 船長B、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、搭乗者3人が乗った‘トーイングチューブと称する浮体’（以下「本件浮体」という。）をロープでえい航しながら、約20km/hの対地速力で南進していた。 搭乗者の1人（以下「搭乗者A」という。）は、A船が左に旋回を開始したところ、身体を支えることができなくなって落水し、後続していたB船が接触して頭部に裂傷を負った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件浮体から搭乗者が落水した場合に備える目的で、本件浮体を約20m後方から追走して南進中、A船が左に旋回を開始し、本件浮体が遠心力で振られてB船の右前方に進出してきたので、その動きに合わせて右に針路を転じていたところ、本件浮体から落水した搭乗者Aに接触した。
分析	B船は、A船がえい航していた本件浮体の後方約20m付近を追走したことから、本件浮体から落水した搭乗者Aを避けることができずに接触し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、A船がえい航していた本件浮体の後方約20m付近を追走したため、本件浮体から落水した搭乗者Aを避けることが

	できずに接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイの操縦者は、トーイングボートなどの被引浮体に追従する場合、十分な距離をとるとともに、搭乗者が落水しても接触しない針路とすること。